

## 利益相反管理規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）の理事及び本会の取引に関与することができる者並びにこれらの者と密接な関係性を有する者と本協会の利益が相反しうる取引を適切に管理し、もって本協会の利益を確保するために定める。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用対象者（以下「対象者」という。）は、以下の者とする。

- (1) 本協会の理事
- (2) 本協会の職員、部員、委員及び業務受託者であり、本協会の取引に関与することができる者（以下、「関与者」という。）

### (利益相反取引)

第3条 本規程において、利益相反取引とは、本協会の利益と、対象者又は対象者と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引をいい、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第177条で準用する第84条第1項2号及び第3号に定める取引を含むものとする。

2 本協会は、以下のいずれかの場合に当たる取引を利益相反取引とみなす。

- (1) 取引の相手方（以下「相手方」という。）が対象者又は対象者の三親等内の親族である場合
- (2) 対象者又は対象者の三親等内の親族が、現在、単独又は共同で相手方の株式又は持分の20%以上を保有する場合
- (3) 現在または過去2年間において、相手方を委任者、対象者を受任者とする委任関係がある、又はあった場合
- (4) 現在または過去2年間において、相手方を使用者、対象者を労働者とする雇用契約（在籍出向により本協会に出向している場合を含む）がある、又はあった場合

### (対象者による承認の申請)

第4条 対象者は、本協会が利益相反取引（本協会の利益と、自己又は自己と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引に限る。）を行う前に、以下の区分に従って速やかに当該取引の承認を申請しなければならない。本協会が以下の区分に従って承認を得ることなく利益相反取引を行った後に対象者が利益

相反取引の存在を知った時も、これと同様とする。但し、普通取引約款に基づく定型取引等、本協会に損害を生じ得ない取引については、この限りでない。

(1) 理事（自己または第三者のために本協会と取引をしようとする場合）

理事会

(2) 理事（前号の場合を除く） 専務理事

(3) 関与者 専務理事

2 対象者は、前項の申請に当たり、以下に定める事項を報告しなければならない。

(1) 相手方の名称及び相手方と対象者との関係性

(2) 当該取引において代替可能な事業者が存する場合には、相手方と取引することが本協会にとって利益となること（見積書等）

(3) 当該取引において代替可能な事業者が存しない場合、本協会が相手方と取引をしなければならない理由

(4) 当該取引において本協会の利益を確保する上で必要な措置（もしあれば）

（専務理事による承認の申請）

第5条 専務理事は、本協会の行う取引が前条第1項第2号又は第3号に当たる場合、理事会に対して前条第2項各号に定める事項を報告し、当該取引の承認を申請しなければならない。

2 専務理事は、前項に定める申請に先立ち、対象者たる理事に対し、前条第1項第2号又は第3号に定める承認の申請を求めることができる。

（考慮要素）

第6条 理事会は、以下の要素を考慮して、取引が本協会に利益になると判断した場合、当該取引を承認することができる。

(1) 当該取引が本協会にとって必要不可欠であること

(2) 承認時点の試算によれば、当該取引により本協会の利益を最大化できていること

(3) 当該取引により対象者が不当な利益を得ているとはいえないこと

(4) 当該取引により本協会の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

（承認を得ない利益相反取引の禁止）

第7条 対象者は、利益相反取引に当たることを知りながら、本協会をしてしるべき承認を得ることなく利益相反取引をさせてはならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 4 年 1 0 月 3 1 日から施行する。